



税務情報

グループ通算制度の政令（国税）の公布

2020 年度税制改正により、連結納税制度が見直され、2022 年 4 月 1 日以後開始事業年度より、グループ通算制度へ移行することとされました。

グループ通算制度を定める法律（国税及び地方税）は 2020 年 3 月 31 日に公布されたものの、政省令は未公布の状態でしたが、本日（2020 年 6 月 26 日）、[官報号外第 129 号](#)において、グループ通算制度に係る以下の政令（国税）が公布されました。

■ 法人税法施行令等の一部を改正する政令（政令第 207 号）

【参考】

- グループ通算制度に係る国税の省令及び地方税の政省令は、まだ公布されていません。
- 年度改正に係る国税の法律及び政省令の新旧対照表は、財務省のウェブサイトに掲載されますが、上記の政令の新旧対照表は今のところ掲載されていません。
- 国税庁より 6 月 3 日に公表された「[グループ通算制度に関する Q&A（令和 2 年 6 月）](#)」（e-Tax News No.199 「[国税庁 - 新型コロナウイルス感染症 FAQ の更新 / グループ通算制度 Q&A の公表](#)」（2020 年 6 月 8 日発行）にてお知らせしております。）は、まだ更新されていません。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.